

京都市訓令甲第10号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成22年9月30日

京都市長 門 川 大 作

第3条第4項第4号中「及び歴史資料館」を「並びに歴史資料館及び産業技術研究所」に改め、同条第6項第4号を次のように改める。

(4) 産業技術研究所 企画情報室副室長

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)